

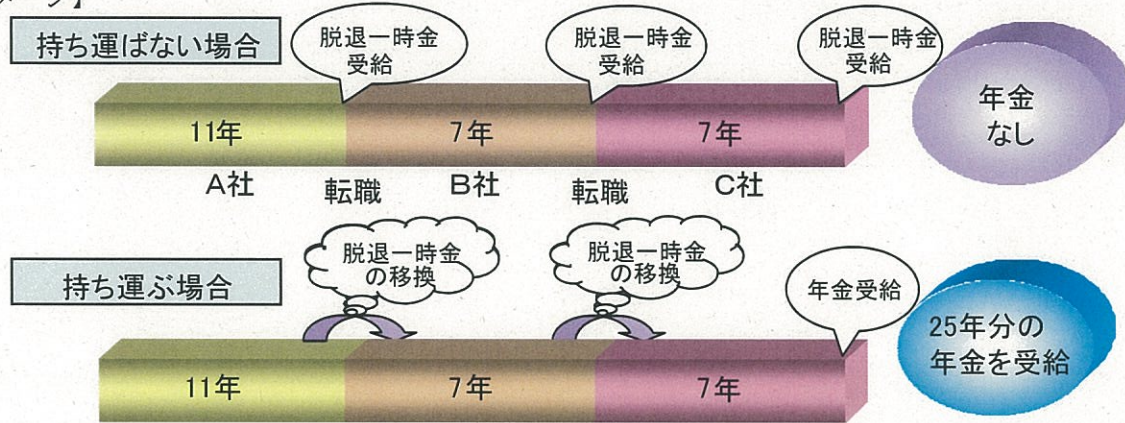
脱退一時金及び老齢給付金の取り扱いについて(説明) Bパターン用

この度、あなたはNTT企業年金基金を脱退されましたので、第2標準年金部分については脱退一時金が、第1標準年金部分については老齢給付金が支給されることになります。
つきましては、当資料の内容をご確認のうえ、各選択肢の中から、ご選択・申出をしていただきますようお願い申し上げます。

【脱退一時金(第2標準年金)】

当基金から脱退一時金をお支払いすることになりますが、一定の条件(※)を満たした場合には、転職等の都度、脱退一時金相当額を持ち運ぶことにより通算され、老後に年金を受給することが可能となります。

【イメージ】



※一定の条件とは、再就職先の年金制度で脱退一時金の受入れが可能な場合に期間が通算されます。また、受入れが出来ない場合でも、企業年金連合会へ移換することにより期間が通算されます。なお、60歳を過ぎている方は移換できませんのでご注意ください。

2. 中途脱退者の範囲

- ア. 企業年金設立前に入社して、加入者掛金負担期間が10年未満で、加入者期間が1年以上20年未満で当基金の資格を喪失した方
- イ. 企業年金設立(平成19年7月1日)以降に入社して、加入者掛金負担期間が10年未満で、加入者期間が10年以上20年未満で当基金の資格を喪失した方

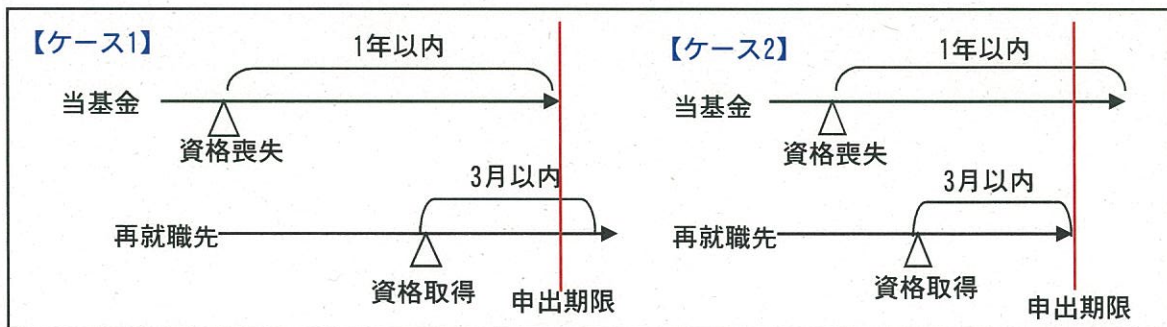
3. 選択の申出

- あなたは、脱退一時金の給付について、以下の選択肢から1つを選択する必要があります。なお、「(3)」を選択した場合、移換申出期限内に選択肢(5項参照)を申出する必要があります。
- (1) 資格喪失後に速やかに、脱退一時金を受取る。
 - (2) 資格喪失後に速やかに、企業年金連合会へ脱退一時金相当額の移換を行う。
 - (3) 選択を保留する又は他の年金制度へ脱退一時金相当額の移換を行う。

4. 移換申出期限

上記3の(3)を選択された方は、脱退一時金の受給または脱退一時金相当額の移換について、次のいずれか早い日までに、当基金あてに申出する必要があります。

- (1) 加入資格を喪失した日から起算して1年を経過する日
あなたが当基金の資格を喪失した日は補足資料[別紙]にご案内しています。
なお、再就職(または企業年金連合会、国民年金基金連合会への加入申出)までの期間が1年を超えると脱退一時金相当額の移換ができなくなります。
- (2) 再就職先の年金制度の加入資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日



5. 選択肢

あなたの選択肢は、当基金の資格喪失後1年以内の再就職の有無、再就職先の企業年金制度の有無等により異なります。各選択肢((1)~(3))の概要・留意点等は以下のとおりです。下図と併せてご参照ください。

(1) 脱退一時金を受給する場合

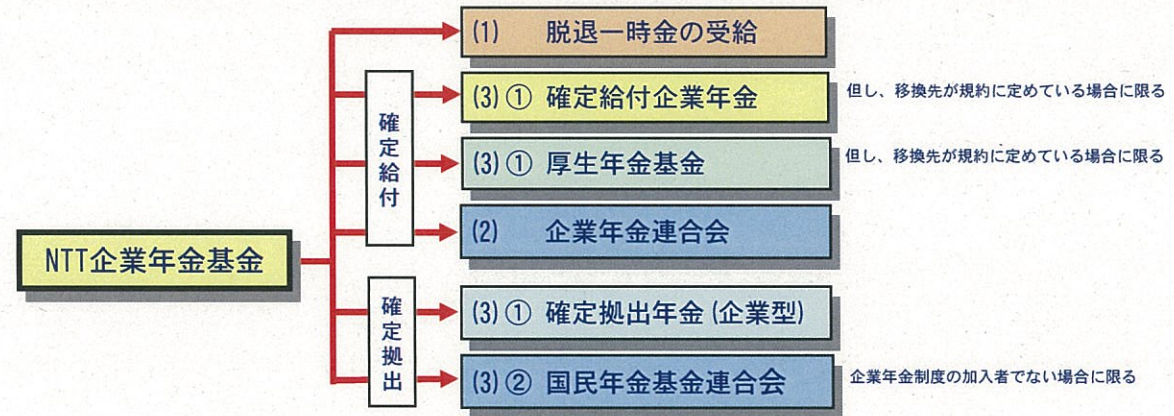
- ① 当基金から脱退一時金を受け取ることができます。
- ② 税法上の取り扱いは退職所得となります。

(2) 企業年金連合会へ移換する場合

- ① 脱退一時金相当額を通算企業年金として年金化して支給します。
※脱退一時金相当額が1,100円以下の場合には、定額事務費(1,100円)を差し引くことができないため、移換することができません。(脱退一時金相当額は補足資料[別紙]をご覧ください)
- ② 移換を希望する場合は、1年以内に当基金に申出する必要があります。
- ③ 制度内容等については企業年金連合会へご照会ください。

(3) 他の年金制度へ移換する場合

- ① 他の企業年金制度への移換
ア. 再就職先が、確定給付企業年金または厚生年金基金制度を実施しており、当該年金制度の規約で脱退一時金相当額の移換を受けることとしている場合は、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。
イ. 再就職先が確定拠出年金を実施している場合も、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。
- ② 国民年金基金連合会への移換
自営業者等(国民年金第1号被保険者)になった場合や企業年金制度のない会社へ再就職した場合は、当基金の脱退一時金相当額を国民年金基金連合会(個人型)へ移換することができます。なお、制度内容・手数料等については国民年金基金連合会確定拠出年金部へご照会ください。



※老齢給付金(第1標準年金)については、上記のどの選択肢を選んでも年金原資は当基金に残ります。
※資格喪失日から1年以内に老齢給付金等の受給資格を取得する場合には、それまでの間に他の企業年金制度等への脱退一時金相当額の移換または脱退一時金の受給が行われなかった場合、当基金から老齢給付金及び脱退一時金を支給することとされておりますので、ご注意ください。

【老齢給付金(第1標準年金)】

老齢給付金(第1標準年金)については、65歳に達したとき又は国の老齢厚生年金の受給権を取得したときに当基金から、年金として支給します。

